



東京税理士会日本橋支部会報

第141号

平成26年8月15日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックコ人形町ビル

☎ 3662-3979

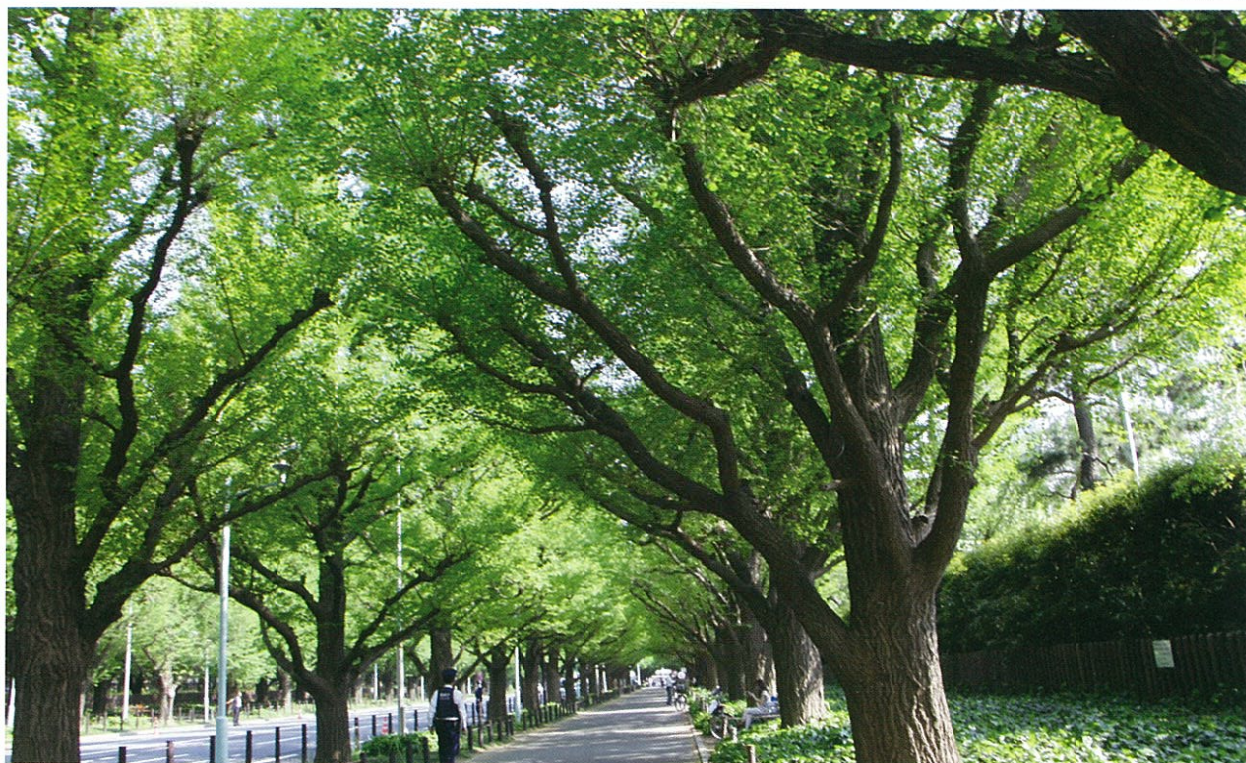
メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 浅見 達雄

編集人 広報部長 福岡 敏郎

印刷 (株) 税 経



初夏の神宮の並木道 (広報部)

税界放談

消費税8%から10%移行時点での軽減税率導入を巡り、業界団体約50団体のヒアリングが8月末まで行われるとのことである。我が日本税理士会連合会においては7月8日意見聴取があり、そこでは「書類作成などのコストを積み上げると、従来コストの2倍から3倍の比ではない」と、事務作業が複雑になることで反対したとのことである。各業界団体の意見がどのようになるかわからないが、この税金だけは複雑にすることなく、納税者にも理解し易い簡素で明瞭なものとしてほしいものである。

「骨太の方針」「新成長戦略」が閣議決定され、その成長の目玉として法人税減税を掲げ、日本の将来像として「世界で最も企業が活動しやすい国」にしようとのことである。成長志向型の法人改革として、法人実効税率引き下げを20%台まで減税へと活発に論議がなされているが、1%減税で5000億円の税収減となり、その代替財源の確保が大きな問題である。

具体的な論議は年末ごろまで行われるが、最近耳にするのは法人事業税の外形標準課税の強化などで、赤字の中小企業の更なる税負担が懸念される。中小企業にアベノミクスの恩恵がさほど浸透していないなか、中小企業いじめの財源探しをしているようにも見える。本当の日本経済再生は、中小企業に恩恵のある施策で、それこそが再生の早道でないだろうか。(S・W)

東京税理士会日本橋支部

平成25年度 定期総会開催される

於
平成26年6月24日
ロイヤルパークホテル



日本橋支部定期総会が平成26年6月24日(火)午後3時00分からロイヤルパークホテル春海の間で開催された。

開会に先立ち総務部長から平成25年度中に逝去された会員9名の方々に哀悼の意を表したい旨の発言があり、物故者に対して黙祷をささげた。

定期総会は総務部長の司会で始まり、総会の成立要件は支部規則第22条第1項により「支部総会は招集通知発送日現在の税理士会員数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。」との説明があり、招集日現在の議決権数は926名であり本日の出席会員数は538名(委任状出席を含む)で本総会は開催要件を満たしているとの報告があった。

議事に先立ち、坂下副支部長が開会の辞を述べた。次いで浅見支部長が挨拶を述べた後、会務報告を行った。

平成25年度の会務運営への協力に対し謝辞があった。

今年度は次の3点の会務報告をする。

- ① 支部規則の改正。
- ② 支部役員規則等の改正。

ご承認いただければ秋の選挙で役員が4名増員され、会務運営に新たな力を迎えることができ、順調な活動ができるものと確信している。

- ③ 5月31日現在の会員数が、東京会で7番目に1,000名になった。

個人会員数947、法人会員数53。

目

次

・平成25年度定期総会	2
・支部長挨拶 浅見達雄	4
・日本橋税務署長着任挨拶 小棹ふみ子	5
・中央都税事務所長着任の挨拶 井上 正	6
・日本橋税務署新旧幹部職員名簿	7

・研究小論文 「出版業の会計の特殊性について」 福岡敏郎	8
・随筆 田中巖、川口真理、山崎功嗣	10
・各部だより	13
・支部会員異動のお知らせ	19

最後に、今日の総会は、審議事項は多数あるが、どんどん意見等をいただき総会が有意義に終わるように、皆様のご協力をお願い申し上げます。

支部規則第23条により議長に、本田純二会員を選出し、同26条に基づき議長より議事録署名人には鳴海悠祐会員、引地栄二会員が指名され議事に入った。

第1号議案 平成25年度事業報告承認の件

各部長、各委員長より報告がなされた。

第2号議案 平成25年度決算報告承認の件

石川経理部長より詳細な報告がされ、その後小峰監事より監査報告がなされた後質疑に入った。

その後、第1号議案、第2号議案の承認を求めたところ、それぞれ原案どおり賛成多数で承認された。

第3号議案 日本橋支部規則の一部改正承認の件

高橋組織部長より詳細な報告がされた。その後議長より改正内容は東京税理士会組織部の承認を得ています。支部規則第22条3項により変更には出席者の3分の2以上多数によらなければならないこととされている旨の説明がなされた後質疑に入った。その後、第3号議案の承認を求めたところ、原案どおり賛成多数で承認された。

第4号議案 日本橋支部役員選挙規則の一部改正承認の件

高橋組織部長より詳細な報告がされた。その後議長より改正内容は東京税理士会組織部の承認を得ています。支部規則第22条3項により変更には出席者の3分の2以上多数によらなければならないこととされている旨の説明がなされた後質疑に入った。その後、第4号議案の承認を求めたところ、原案どおり賛成多数で承認された。

第5号議案 日本橋支部役員推薦委員会運営要綱の一部改正承認の件

高橋組織部長より詳細な報告がされた。その後議長より改正内容は東京税理士会組織部の承認を得ている旨の説明がなされた後質疑に入った。その後、第5号議案の承認を求めたところ、原案どおり賛成多数で承認された。

第6号議案 平成26年度事業計画承認の件

各部長、各委員長より報告がなされた。

第7号議案 平成26年度予算承認の件

石川経理部長より詳細な説明があった。その

後、質疑にはいった。

梅田文江会員より、研修部の事業計画の「支部事務局に参考図書及び研究用DVD等を備え付ける。」について貸し出しができるのか。また会員への周知はどの様に考えているのか質問があり、青木研修部長より、貸出可能であり、現在、広く周知していないが、在庫等の状況により周知できるとの回答があった。

その後、第6号議案、第7号議案の承認を求めたところ、それぞれ原案どおり賛成多数で承認された。

報告事項

会員表彰など

表彰規程第2条第1項3号該当者（税理士業務に25年以上従事し65歳以上）11名のうち総会出席者2名の方に中村一三東京税理士会副会長より賞状と記念品が贈呈された。

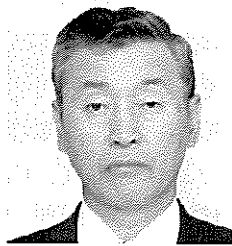
引き続き表彰規程第2条第1項4号該当者（役員歴10年以上、満60歳以上）1名、日税連表彰規程第3条第1項第5号該当者（税理士業務に30年以上従事し65歳以上）12名、叙勲受章者披露2名、支部互助規則に基づく長寿祝金受贈者8名、さらに新入会員のうち、総会出席者3名の披露がなされた。



その後、来賓である日本橋税務署長 折木榮一氏、中央都税事務所長 井上 正氏、中央区長 矢田美英氏の代理で総務部長の島田勝敏氏、東京税理士会副会長中村一三氏から祝辞をいただいた。

若狭副支部長の閉会の辞で、平成25年度の支部総会は成功裡に終了した。

なお、各議案の詳細はすでに送付してある議案書を参照してください。



就任1年目を振り返り 2年目に向けて

支部長 あさ み たつ お
浅見達雄

鬱陶しい梅雨の季節に台風が来て、その防災対策に全国で右往左往した週もありましたが、時折の晴れ間が思いのほか高気温となり、熱中症の心配をしなければならないなど、異常気象に振り回されて、体調の管理に苦慮されていることとは思いますが十分ご注意ください。

さて平成25年度の支部総会も、さる6月24日に開催させて頂きまして、提案しました1号議案から7号議案までのすべての議案のご承認を頂きました、支部会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

永年の懸案となっていました、支部規則につきましては、東京税理士会の組織部から支部標準規則に則していないとの指摘を受けていたことから、前藤山支部長が変更すべきとの決意を示されておられました。そのご意思をひき継ぎましたので、変更しなければならないとして取り組み、この度の総会で変更することのご承認を頂き安堵しているところです。

また、支部役員規則につきましても、副支部長を幹事の中から支部長が推薦するとの規定を、立候補制とし、選挙により選任することといたしました。これにより、今年の12月に実施します。来年6月の総会で就任する新役員の選挙は、支部長1名、副支部長4名、幹事40名、監事2名、東京税理士会理事5名を選任する選挙となります。

この一年を振り返りますと、支部活動の重点施策でありますところの、研修活動、広報活動、厚生活動につきましては、例年同様の活動が実行出来たものと自負しているところです。税理士法の改正で強制になるのではと考えていました、年36時間の研修の義務化は規定されませんでした。東京税理士会は引き続き努力義務目標としての年36時間の受講を推進するとしていますの

で、支部においても、月1回を目途とする研修会を今後も実施していく所存です。

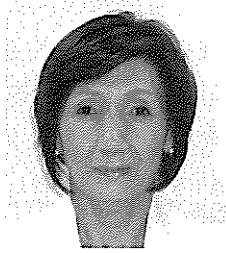
当支部では重点施策として掲げてはいませんが、税務支援対策部が実施しています各種の無料相談会の開催、税務関連団体、東京商工会議所等の無料相談会に対する講師、相談員の派遣の事業を行っています。

平成27年1月からは相続税の基礎控除引き下げに伴う申告対象となる者が増加するとの予測がありますので相談業務は拡充する必要があるのではないかと考えています。

本年も3本柱の重点施策のほか、各種無料相談会が順調に活動出来ましたことは、支部会員皆様のご理解とご協力の賜物と心より御礼申し上げます。これからもご協力のほどよろしくお願いいたします。

この一年はブロックの支部長を代表する当番支部長の役割を背負いましたことで、ブロックの事業として毎年実施するブロック協議会の開催を初めとし、ブロック研修会の開催、相続税フォーラムの開催など支部の行事の他に経験のない仕事が多々ありまして落ち着きのない一年間となりました。その様な一年でありながら、支部の運営が無事に推移出来たのは、支部役員の皆様をはじめ支部会員皆様のご協力によるものと心より御礼申し上げます。

この度税務当局の職員異動で日本橋税務署へは小棹ふみ子新署長が着任され、大橋輝久副署長他新任となられました職員の皆様、またご留任となられました大関吉則、大久保昇一両副署長他の職員の皆様による新体制がスタートしました。新体制に置かれましても、前折木榮一署長時代同様当支部の活動に、ご指導ご鞭撻ご尽力賜りたくお願い申し上げます。



着任のごあいさつ

日本橋税務署長 こさお ふみこ 小棹 ふみ子

残暑の候、東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、東京国税局調査第二部長から転任してまいりました小棹でございます。

折木前署長同様、よろしくお願い申し上げます。

日本橋地区は、江戸時代から我が国の経済、商業の中心として栄え、現在も江戸繁栄の象徴であった「日本橋」を中心に、近年の再開発事業により、新たな街づくりが行われております。歴史と伝統と新しい文化が融合する日本橋の地において、税務行政に携わることが出来ますことは誠に光栄であり、また、その職責の重さに身が引き締まる思いでございます。

東京税理士会日本橋支部の皆様には、常日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年度も、「税を考える週間」における各種行事をはじめ、確定申告期における無料申告相談の実施や確定申告電話相談センターへの相談員派遣、更には、租税教室への講師派遣など、多岐にわたる積極的な御支援、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、国際化、経済取引の複雑化、納税環境整備の一環としての税務調査手続きの法定化、消費税法の改正など、著しく変化しております。このような状況の中で、私どもは、申告納税制度を支える二本の柱、すなわち、「適正・公平な税務行政の推進」と、「納税環境の整備」を図り、「国民の信頼に応える税務行政」を着実に推進していくことが重要であると考えております。

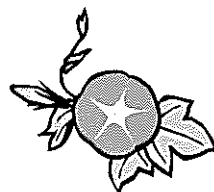
また、私どもに与えられた「適正・公平な課税と徴収の実現」という使命を果たすためにも、限られた人的・物的資源を最大限に活用し、税務行政への理解と信頼を得ていけるよう取り組んでまいりますので、引き続きお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

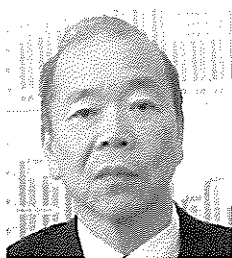
特に、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の利用促進につきましては、各府省情報化統括責任者連絡会議で決定されました「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」を基に、一層の普及及び定着に積極的に取り組んで参ります。

日本橋支部におかれましては、電子申告推進委員の設置、研修会の開催及び日本橋税務懇話会の一員としてe-Tax・eLTAX利用推進宣言をしていただくなど、e-Taxの利用拡大に向けて多大な御支援、御協力をいただいていると伺っております。納税者皆様の利便性の向上、行政運営の効率化及びコスト削減を図るためにも、利用推進等につきまして、引き続きより一層の御理解とお力添えを賜りますよう、特にお願ひ申し上げます。

また、書面添付制度につきましても、引き続き、記載内容の充実及び書面添付割合の向上に向けた更なる取り組みをお願い申し上げます。

結びに、東京税理士会日本橋支部の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、御発展を祈念いたしまして、着任のごあいさつとさせていただきます。





着任のごあいさつ

中央都税事務所長 いの うえ 井上 ただし 正

東京税理士会日本橋支部会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

4月1日付で中央都税事務所長に着任いたしました井上でございます。

前任者同様、よろしくお願い申し上げます。

東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様におかれましては、日頃より東京都の税務行政に多大なお力添えをいただいているところです。特に、この4月から6月にかけては、3月決算法人にかかる法人事業税・都民税の申告をはじめ、事業所税の申告、自動車税、固定資産税1期の納期など、都税は業務の輻輳する時期でございましたが、今年度も日本橋支部の皆様のご協力をいただき、円滑に事務を進めることができました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

また、日本橋支部では、地域における「税の専門家」のお立場から、無料税務相談や各種説明会など税務支援活動、広報など税の普及啓発活動、次世代育成のための租税教育活動など、社会貢献活動に積極的に取り組んでおられます。これらの活動はいずれも地域社会において税に対する理解の裾野を拡大していく大事な取り組みでございます。会員の皆様の真摯なご尽力に、深く敬意を表します。

さて、昨年はお案内のとおり、東京の悲願であった2020年オリンピック・パラリンピック開催が決定いたしました。一方、首都直下型地震などの災害への備えや急速に進行する少子高齢化、激化する国際競争、大量のエネルギー消費による環境への影響など、大都市東京は多くの重要課題に直面しております。東京都では、これらの課題を解決

して、2020年五輪を成功させ、さらにその先の今から10年後の東京の将来像を展望すべく新たな長期ビジョンを年内に策定いたします。そして、五輪開催を起爆剤に「世界一の都市・東京」を目指して、世界の大都市の手本となる都市モデルを構築し、その実現に邁進してまいります。

こうした取組を支える財源となる都税ですが、26年度予算では対前年当初対比で3,900億円増の見込と大変堅調でございます。しかしながら、デフレ脱却は見えてきたものの、まだまだ先行き不透明な日本経済や地方法人課税の見直しなど都税収入への大きな影響も想定される今後の税制の動向など、厳しい環境が続いております。

このような中、私ども中央都税事務所では、着実な税收確保と適正・公平な税務行政の運営を基本に、都独自の政策税制を活用した防災、環境などの政策への支援、納税者サービス向上と業務の一層の効率化に取り組んでいく所存です。特に、eLTAXにつきましては、今年度システム改修も予定されており、より使い勝手のよいものへ改善してまいります。

そして、こうした取組を円滑に進めていくためには、地域における「税の専門家」である税理士の皆様方のご理解・ご協力を欠かすことはできません。東京税理士会日本橋支部の皆様におかれましては、都税への引き続きのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当りまして、東京税理士会日本橋支部のますますのご発展、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念し、着任の挨拶とさせていただきます。

日本橋署新旧幹部職員名簿

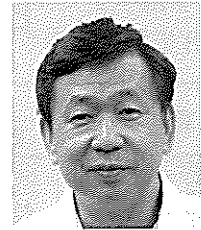
平成26年7月10日現在

官 職	新任者		前任者	
	氏 名	前 任 部 署	氏 名	異 動 先 部 署
署 長	小棹ふみ子	局・調査二・次長	折木 榮一	退職
副署長(総)	大関 吉則	留任		
副署長(法内)	大久保昇一	留任	青木 幸弘	庁・東京派遣・監察官
副署長(徴法調)	大橋 輝久	札幌・札幌中・総務課長		
指 徴 特 官			大西 克文	退職
指法特官(総括)	土屋 隆	局・査察・査15・統括官	松本 新一	芝・指法特官(総括)
指 法 特 官	峯元 順	千葉西・副署長	鈴木 均	退職
指 法 特 官	三浦 国彦	留任	松村 淳一	浅草・指法特官
指 法 特 官	菊池 文敏	葛飾・総務課長		
指 源 特 官	敦賀屋洋一	留任		
総 務 課 長	馬場 靖夫	留任		
管 運 1 統 括	奥 祐子	東金・管運1・統括官	吉澤 光孝	局・徴収・管運・課長補佐
管 運 連 調	福元 久子	豊島・管運2・上席	三浦 幸子	立川・管運2・統括官
管 運 2 統 括	三島 清裕	留任		
管 運 3 統 括	五嶋 裕己	留任		
管 運 4 統 括	西牧 昭良	松戸・個人5・統括官	松澤 一巳	中野・個人4・統括官
徴 収 特 官	茂呂 卓	浅草・総務課長		
徴 収 統 括	荒井 英明	留任		
個 1 統 括	田中 智久	留任		
個 2 統 括	増田 健一	留任		
個 3 料 統 括	龍 典子	留任		
資 産 統 括	坂井 雅貴	留任		
法 人 特 官	川淵 智代	千葉東・法人5・統括官	福岡 英三	退職
法 人 特 官	今井 員徳	局・調査二・調14・総括主査	小倉 英春	退職
法 人 特 官	後藤 和義	留任	佐藤 正義	退職
法 人 特 官	善 憲之	船橋・管運1・統括官		
法 人 特 官	北澤 隆	四谷・法人10・統括官		
源 泉 特 官	今西 幸司	留任		
特官連調官	青田 行雄	市川・法人・連調官	江崎さおり	川崎南・法人5・統括官
法 1 統 括	金澤 典幸	東京上野・法人1・統括官	竹根 愛水	神田・法人特官
法 連 調 官	河端 宗治	京橋・総務・課長補佐	世羅 良雄	大月・法人3・統括官
法 2 統 括	川名 和宏	留任		
法 3 統 括	黒澤 聡明	税大東研・教育官	矢野 正一郎	総務・税務相談・相談官
法 4 統 括	寺田 裕	留任		
法 5 統 括	畠山 秀一	大森・法人4・統括官	鏡山 雅弘	西新井・法人4・統括官
法 6 統 括	山吹 友則	局・総務・総務・総務1・係長	大月 務	局・調査二・主査
法 7 統 括	川端 秀樹	留任		
法 8 統 括	鈴木 祐二	留任		
法 9 統 括	八巻 秀樹	町田・法人4・統括官	小向 伸一	横浜中・酒指導官
法 10 統 括	和田 充	局・調査一・調査総括・総務・係長	橋本 毅	渋谷・特情官
国 専 官 法	三小田保之	留任		
国 専 官 源	吉田 浩祥	王子・法人2・統括官	米森まつ美	辞職
審 専 官 法	望月 一	留任		
審 専 官 源	野村 景子	留任		
課 長 補 佐	新田美穂子	日野・総務・課長補佐	高野 貴光	税大東研・教育官
総 務 係 長	高橋 幸司	留任		
会 計 係 長	河野 敏樹	留任		



出版業の会計の特殊性について

ふくおか としろう
福岡 敏郎



今141号では、広報部長である私の力不足により、残念ながら研究論文の執筆をお願いできる先生を見つけることができませんでした。

そこで、研究論文のレベルにはとても達していないことは重々承知の上、小論文を提出させて頂きたいと存じます。

顧問先の中に、小規模ながら出版業関連の会社があり、独特の商取引のルールがあるので、表記のタイトルと致しました。

さらに、最近、日本第3位の取次業者である株式会社大阪屋の債務超過が出版業界の問題になっており、大手出版社が救済に乗り出すという事態に至っていて、かなりの注目を集めているということも、題材に取り上げる動機となりました。

以下、順次、述べて行きます。

(1) 出版業の商取引のルール

出版業界は、出版社が制作した図書を、問屋に相当する取次業者が仕入れ、小売店である書店に卸し、書店が一般顧客に販売するという形で動いている。

出版社が、独自に書店や読者に販売することもあるが、大方は、取次業者を通して図書を流通させている。

取次業者といえば日販(日本出版販売株式会社)やトーハン(株式会社トーハン)が有名で、実際の2社で、取次業者全体の売上の80%以上を占めており、いわば、図書の流通を牛耳っているともいえる。

出版社も、当然、その2社と取引をお願いすることになる。

さて、出版社と取次業者の関係は、メーカーと問屋との関係になるが、取引条件が大きく異なり取引の本質は委託・受託の関係にある。本来の委託・受託取引では、商品を委託した時点では売上を計上せず、実際売上の報告等があったときに売上を計上する。これに対し、出版社では取次業者に引き渡した時点で売上を計上し、一定期間経過

後、売れ残った図書が出版社に戻された時点で、売上返品の処理をすることになる。

取次業者と書店も、問屋と小売商の関係にあるが、やはり委託・受託の関係でありながら同様に書店に引き渡した時点で売上を計上する。通常の卸売り取引では、小売商の注文に応じて商品を卸すのだが、出版業界では、逆に、取次業者が書店にいわば割り当て分を納品し、書店側ではこれを拒否することはまれである。これは、売れ残りはすべて取次業者に返本することができるという約定のもとに可能な取引である。取引の本質が委託受託取引と考える所以である。

委託販売の性格でありながら、引き渡し分をすべて売上に計上することになるので、会計的にいえば、未実現利益に相当するものが売上に含まれていると考えられることが特殊性の一つである。

(2) 掛代金の精算

出版社、取次業者ともに、図書を相手方に納品したときに、(売掛金)××(売上)××の処理をする。その決済方法も独自のルールがある。

出版社と取次業者の間では通常次の条件とされる。新刊の書籍については納品後6ヶ月後、月刊雑誌は3ヶ月後、週刊誌は2ヶ月後に、返本分を差し引いて現金または手形で精算を行う。

他方出版社は、書籍・雑誌を発行するためには、通常印刷業者に制作を外注する訳である。著者には原稿料を支払うことになるし、自社の編集者にも給料を支払わなくてはならない。この支払は、いわば待ったなしである。

つまり、売掛代金の入金と諸経費の支出に比べて遅れるので、出版社として経営を維持するためには継続して書籍・雑誌等を発行することが必要になるのである。

取次業者と書店との間では通常、新刊の書籍については納品後4ヶ月後、月刊雑誌は2ヶ月後、週刊誌は40日後に、返本分を差し引いて現金または手形で精算を行う。上の場合と比べると、取

次業者は、出版社より早期に掛代金を回収することが出来る立場にあるといえる。先に売掛金を回収し、1～2ヶ月後に買掛金を支払うサイクルになっている。この差は僅かに見えるが膨大な取引先数を考えると多大な資金繰り上の余剰を産む。その余剰は、不動産投資に回されることもあり、将来の懸念材料となることもある。

決済時期のズレが原因となり、取次業者では、売掛金の残高に比し、買掛金残高は異常とも思える程多額となる。売上が順調に推移している間は表面化しないが、一度、経営が悪化したり、あるいは会社を清算しようとした場合、多額な買掛金の支払が困難となることも考えられる。株式会社大阪屋の債務超過も、その辺りの事情もその一因となっているのではないだろうか。

以上が、特殊性その2である。

(3) 注文と常備寄託

今まで述べた取引は、「委託」と呼ばれるものであり、それ以外に、「注文」と「常備寄託」について触れておかななくてはならない。

「注文」は、文字通り一般顧客が書店に注文し取次業者を通じて、出版社に注文がなされる。注文は委託と異なり、例えば25日〆翌月払いというように一般の取引並の決済となる。ただし、「延勘」といって、決済を3ヶ月後とする場合もあるので、これも、独特のルールといえる。

「常備寄託」とは、いわば書店の本棚を飾るために図書を預ける取引で、社外在庫の扱いとなる。顧客がその本を手に取り、めでたく購入となればその報告と売上金が出版社にもたらされ、売れた分だけ新たに補充される。

ただし、「常備寄託」分と委託分と同じ図書が書店にある場合や、複数の取次業者から同一図書を仕入れている場合、在庫図書の区分けが問題になる場合がある。

(4) その他の特殊性

出版業及び取次業については、返品調整引当金の計上が認められている。これは、返品の実績と利益率をもとに、期末売掛金残高か期末前2ヶ月間の売上高から、返品による喪失利益の見込額を引当計上するものである。いわば、未実現利益の控除とも考えられ、賞与引当金等が廃止された現在でも健在である。特に、期末に多大な委託売上が計上される場合、有り難い引当金である。

(法人税法 第99条～第102条)

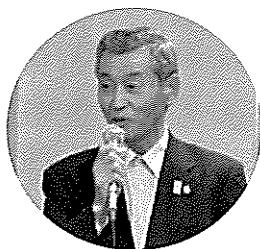
また、書籍を発行する出版社については、単行本在庫調整勘定を設定することが認められている。(法人税基本通達 9-1-6の8)

これは、出版後6ヶ月以上経過した売れ残りの単行本について、相当の評価減を認めるものである。出版部数が2,000部未満で、平均2%未満の売上しかない場合、その本のほぼ在庫金額全額を単行本在庫調整勘定に繰り入れることが出来る。単行本(書籍と考えてよいと思う。)の在庫金額は当然、制作原価で計上するのであるが、あまり売れる見込みのない書籍を在庫にしておくと、徒に在庫高をアップするので、経営を圧迫する場合もある。そこで、売れ残りを廃棄しなくても、評価勘定に繰り入れることにより同様の効果を得ることが出来るので、これも、出版社にとっては有り難い規定といえる。

ただ文化面での先進諸国のように、出版後一定期間を経過したものは、0円で評価出来るようになればとは思ふ次第である。

以上、簡単ではあるが、出版業の会計の特殊性について述べて参りました。

再販制度に守られ、出版業界は発展して来たとおもいますが、本離れ、万引き、アマゾン等々の様々な要因で、大きく揺れています。体力のない中小の出版社・書店・弱小取次業者にとって厳しい日々が続きますが、出版文化がこれからも大切に守られて行くことを祈念して止みません。



浅見支部長がホールインワン

浅見支部長が、平成26年4月2日藤ヶ谷カントリークラブの6番ホールで、ホールインワンを達成されました。

おめでとうございます。

随筆

広島市民球場
のマウンドたなか いわお
田中 巖

昭和33年5月5日、私は前年に完成したばかりの広島カープのホームグラウンド広島市民球場のマウンドに立っていました。全国税理士会野球大会決勝戦での中国税理士会との対戦です。

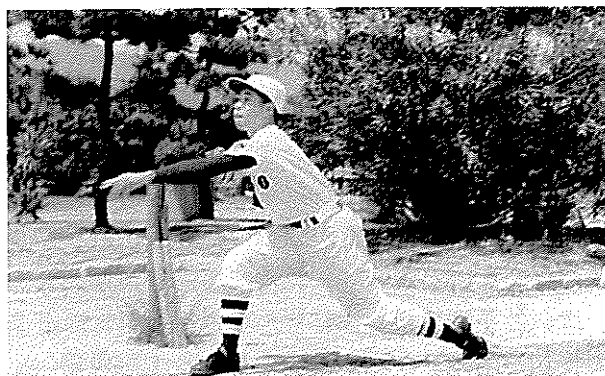
私は昭和32年に税理士登録、東京税理士会大森支部の一員となり、大森支部野球部発足と同時にそのメンバーとなりました。

初出場となったその年の秋の大会は本郷支部と対戦し、1点差で惜敗しましたが、そのときの活躍が認められて、翌33年の全国税理士野球大会の東京Bチームのメンバーに選ばれ、晴れて広島での試合に出場できることになりました。

5月3日は前夜祭、広島国税局長や広島市長をはじめとするご来賓を多く迎え、大変盛大なパーティでした。

5月4日に広島市民球場と広島県営軟式球場で1,2回戦の熱戦の火ぶたが切られました。わが東京Bチームは、県営球場での1回戦で東京地方会と対戦し、大乱戦の末に勝利、2回戦は名古屋会に逆転勝利、そして翌日の決勝戦。その舞台は広島市民球場、快晴の2万4千人収容のスタンドは、前日わがチームの先輩が飲み歩いた店のお姉さんを含め、役員と東京会Aチーム、地元税理士会の応援団などで併せて100人足らずだったと記憶しています。

最初はかなり緊張していて1点先行されましたが、バックの好守備に助けられ、11対1の完投勝利、最優秀選手賞をいただきました。この時のことは、日税連の税理士界報や東京税理士会報の縮刷版に詳しく掲載されていますので、機会がありましたらご覧いただければと思います。このときのBチームのメンバーに、日本橋支部の小松山敬造先生がおられました。



その全国大会に出場されたメンバーの殆どの方が亡くなってしまわれ、このため広島で全国大会が開催されたことを知っている税理士の方はほとんどおられなくなりました。税理士会の全国野球大会は、昭和32年に第1回が後楽園球場で行われ、第2回が広島、その後昭和37年に第3回、昭和47年に第4回が行われましたが、その後予算やいろいろの事情があったようで、行われなくなったのは大変残念です。東京会の野球を愛するメンバーで、各会に働きかけ、全国大会を復活して欲しいと思います。

新米税理士の私が税理士会の野球大会を通じて諸先輩とお付き合いができ、その後の税理士としての業務に大きな自信を持つことができたことは、本当に幸せなことでした。

33年の秋のこと、確か秋の野球大会であったと思いますが、神田支部の田中二郎先生から「巖ちゃん（野球の仲間からはいつもこう呼ばれていました。）税務調査に立ち会ったことある？」と言われ、まだ経験がないというと、「近く税務調査があるので一緒に立ち会ってみないか」とお誘いを受けました、しかも日当付きです。税理士会の野球をやっていて本当に良かったと思いました。

野球をきっかけにかけに支部の活動にも参加するようになりました。大森支部では幹事から副支部長、東京会の理事、常務理事そして協同組合の専務理事の役を務めさせていただきました。

しかし、一番忘れてはいけないこと、それは、当時の大森支部長であった橋本京一郎先生のご紹介で最愛の妻と結婚できたことです。おそらく税理士会で野球をやっていなかったらこのような素

晴らしい巡り会いはなかったことでしょう。

新宿支部に移ってから60歳まで野球をやっていたんですが、さすがに走力が衰え、もっぱら応援に回っています。

今年の春の大会、奇しくも日本橋支部と新宿支部が準決勝に進出、期待をもって神宮外苑に応援に赴きました。残念ながら両支部とも準決勝で敗退、3位決定戦で両支部が対戦、複雑な思いでした。

日本橋支部の特に若手の皆様には、私のこのような経験からも税理士としての業務に必ずプラスがありますので、積極的に野球部の活動に参加していただきたいと思います。

終わりに、日本橋支部野球部のさらなる活躍を期待しています。応援します。



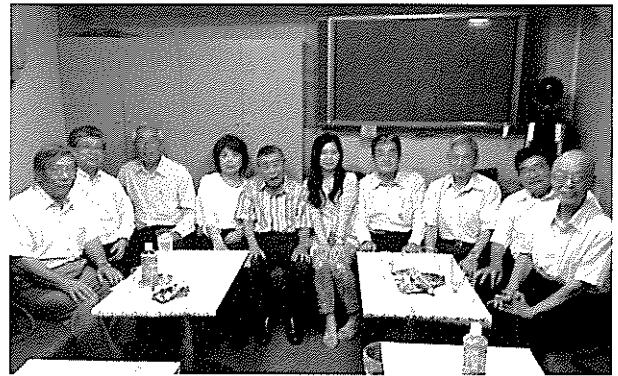
半年が経ちました

かわぐち まり
川口 真理

平成25年12月に税理士登録をし、税理士として活動できるようになってからもう半年が経ちました。まだまだ新米の私ですが、この半年を振り返ってみたいと思います。

東京税理士会には、税務署と同じ数だけの支部があることは知っていましたが、各支部がどのような活動をしているのか全く知りませんでした。私は、開業する時にまわりの方々のサポートやご縁があり、この日本橋支部に登録をすることが出来ました。特に、日本橋支部を狙って登録したわけではありませんが、結果的に日本橋支部で大変良かったと思っています。

税理士登録をしたのは良いけれど、事務所では1人だし、日本橋支部には知り合いの先生もいないので、私はとても心細い思いをするのだろうと思っていました。しかし、支部の面接の時に浅見支部長から日本橋支部では毎月雑談室を開催していることや、新入会員向けの研修等があることを教えてもらいました。誰も知り合いがいないところに飛び込んで行くのはとても勇気のいることでしたが、今では勇気を出して参加して良かったと思っています。支部の集まりでは、事務所の近い



先生がたとも知り合いになりましたし、色々な同好会にもお誘いを受けました。毎月の雑談室やその他の研修で勉強することは職業柄必要なので、これからも知識を磨きたいと思っています。しかし、勉強だけでは息が詰まるというのは受験生の頃からの悩みです。そこで幾つかの同好会に所属してみました。

まず、カラオケ部。あまりカラオケは得意ではないのですが、諸先輩方と一緒に楽しいひと時を過ごしています。気持ち良さそうに歌う人を見ると、自分も歌いたくなってくるのが不思議です。来月のカラオケ部までには、この歌をマスターして歌いたい!という衝動にさえ駆られてします(笑)。

次に野球部。まだ1回しか応援に行っていないんですが、神宮軟式球場での試合はとても気持ち良さそうでした。太陽の下で思いっきり体を動かしたり、大きな声を出して応援したり。支部対抗の試合だと自ずと応援にも力が入ってしまいます。秋季大会は優勝出来るように、全力で応援を頑張りたいです!

そして、TNG(ゴルフ部)。まだ、参加していないのですが、実は1番楽しみだったりします。ゴルフ歴はすごく浅く、去年の秋くらいから練習を始め、今年の春にコースデビューを果たしました。まだまだ、練習も経験も足りないので、今年はゴルフ強化年間として、時間とお金が許す限り、色々なコースに出てみたいと思っています。TNGの先生がたはとてもレベルが高いと聞いているので、一緒にゴルフをして恥じる事のないようにしたいものです。

最後に、夢のマラソン部。まだ、同好会が出来ていません(笑)。でも、少しずつですが、マラソン部が出来る予感がしています。マラソンは1人で走るという人も多いと思いますが、一緒に大

会に出てみてはどうでしょうか？大会等のイベントは、1人より大人数の方が数倍楽しいと思います。と言っても、同好会が出来てからのお話になりますが……。もちろん、マラソン部が出来た暁には、喜んで参加させていただきます。

このような感じで、研修と同好会でスケジュールが埋まってしまうような勢いです。開業当時の心配事はどこへ行ってしまったのでしょうか。自分でも不思議ですが、1人でも寂しくなく、楽しい毎日を過ごせているのは、日本橋支部に所属したからこそだと思っています。この場を借りて、日頃お世話になっている先生がたにお礼を申し上げます。まだ登録して半年ですが、これから末永く税理士として活躍できるように頑張りますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。



アフリカ旅行記

やま ぎき こう じ
山 崎 功 嗣

「サバンナで野生のライオンが見たい！」

私の質問をあらかじめ予想していたように妻は即答した。

生きているうちにいつかは、という漠然とした憧れのようなものはあったが、まさかこうもあっさり実現するなんて。

とにかくこうして私たちの新婚旅行の行き先はケニアに決定した。

当時、日本からケニアまでの直行便はなく、まず東京～大阪に向かい、乗り換えてドバイを目指す。そこから更に乗り継ぎ、首都ナイロビに到着するまでに要する時間は、乗り換えを含めて26時間。

これだけの時間があれば、税法の条文5題は暗記できる。税理士試験合格まで残り3科目の受験生だった私は、法人税法の理論集を片手に意気揚揚と飛行機に乗り込んだ。しかし機内はご存じの通り、映画や音楽、読書に食事と楽しいイベントには事欠かず、この旅の間に、法人税の理論集を開く機会はどうとう一度も訪れなかった。

ジョモ・ケニヤッタ国際空港に到着した私たち夫婦を、ケニア人ドライバーのレナードが笑顔で

出迎えてくれた。レナードは私たちのドライバー兼ガイドとして6日間行動を共にしてくれる。

26時間の長旅を経て、デコボコにへこんでしまったスーツケースをピックアップすると、ナイロビのホテルへ向かった。翌日からはいよいよサバンナでのサファリだ。

ちなみにケニアでは主な観光＝サファリなので、毎日ただひたすらに広大なサバンナで動物を探し続けた。（マサイマラ国立公園は大阪府と同じくらい広くて、結局ヒョウだけは最後まで見つけることが出来なかった。）

ジャンボ!

スワヒリ語で朝のあいさつを済ますと待望のサバンナへ。悪路という悪路をひたすら走ること6時間、サバンナが見えてきた。

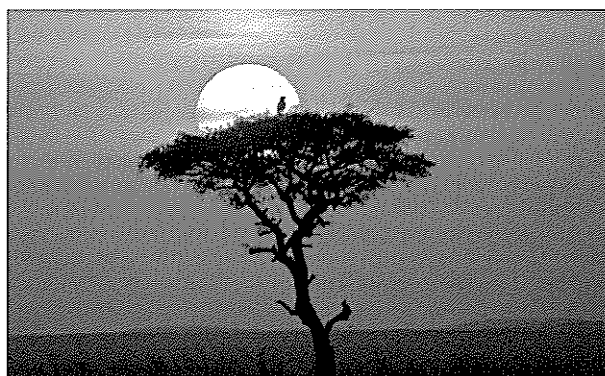
初めに私たちを歓迎してくれたのは、茂みから長い首でこちらを覗くキリンだった。

水浴びをするバッファローの大群。草を食むシマウマ達。木陰で休むライオンの親子。唸り声で私たちを威嚇するアフリカ像。

サバンナは圧倒的に雄大で、どれだけ見渡してもそこには果てのない地平線しかない。

車の屋根をオープンにしてサバンナを疾走していると、灼熱の太陽と、顔にあたる風が心地よくて、これは本当に爽快だった。

そして地平線にゆっくりと沈む太陽は、日本で見ると同じものとは思えないくらい、まん丸に大きく、そして赤かった。



妻は夢がかなったと涙を流して喜んでいた。

ガイドのレナードは遠くの木の上にハゲワシが止まっているのを見つけるとそこへ車を走らせた。ハゲワシがいるということは、近くに獲物を捕らえた肉食動物がいる可能性が高い。向かうとそこにはチーターとインパラがいた。チーターは仕留めたばかりの獲物を草むらに隠して独り占め

しようとしているところだった。私たちの車が目の前に止まってもまるで気にすることなく、チーターは仕留めた獲物を食べ続けた。肉をむさばる音、骨をかみ砕く音は生々しく、上空では2羽のハゲワシが自分たちの番が回ってくるのをじっと待っていた。

ここは弱肉強食の野生の王国。今までテレビの中でしか見たことのない世界を目の当たりにして、日本ではあり得ない世界に自分がいることを実感した。

現地ではマサイ村訪問もさせて頂いた。入村料は日本円にして一人5,000円。ディズニーランドとほぼ変わらない価格設定に足元を見られている感拭えないが、はるばるケニアまでやって来てケチケチしている場合ではない。縦に高く飛ぶマサイジャンプで歓迎を受けた後は、牛の糞で作られたお宅訪問や、木の棒一本で行う火起こしのレクチャーを受けた。どこにでも落ちていそうな木

の棒だが、これを500ドルで売ろうとしてきた時は、彼らの商魂たくましさに驚いた。(これも良い記念だと5ドルまで値切って購入しました。今でもちゃんと我が家に飾られています。)

話の流れで、ついついI love milkと言ってしまい、搾ったばかりの生温かい牛乳を、あまり衛生的とは言えないカップで頂いた。その後にフレッシュ牛血ジュースを勧められたが、こちらは(さすがに)丁重にお断りさせて頂いた。

「一度アフリカの水を飲んだ者は必ずアフリカに戻る」という諺があるが、私もやはりその口だと思う。

時間とお金がそれなりにかかるので、夏休みにちょっと、という訳にはいかないけれど、それでも人生観が変わってしまうくらいの魅力がアフリカには確かにあった。

搾りたてミルクは、味は甘くて美味しかったです。本当に。

各部だより

〔総務部〕

【支部幹事会報告】

平成26年3月24日(月)10時30分～12時00分

I 審議事項

1. 支部規則一部改正の件

支部規則第2条(目的)、第10条(支部役員)、第11条(支部役員の選任)の改正を下記(別紙1)のとおり総会に提案する事を、承認可決した。

2. 支部役員選挙規則、支部役員推薦委員会運営要綱一部改正の件

支部役員選挙規則第3条(支部役員の定数)、第7条(委員の解嘱)、第12条(立候補の届出)、第15条(立候補の辞退)、第16条(候補者が定数未満の場合の措置)、第20条(選挙期日及び公示)、第27条(選挙の方法)、支部役員推薦委員会運営要綱第1条(目的)、第2条(委員会)の改正を下記(別紙2、別紙3)のとおり総会に提案する事を、承認可決した。

3. 顧問・相談役会開催の件

4月25日(金)16時00分より北濱で開催することと参加者の負担費用について承認可決した。

II 報告事項

1. 税理士記念日無料相談(2/21)の件
2. 確定申告無料相談(2/24～2/28、3/3.5.7)の件
3. 各種無料相談担当者の慰労会(3/18)の件
4. 支部事務局職員表彰の件
5. 交通費支給規定作成の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成26年4月22日(火)10時30分～12時00分

I 審議事項

1. 公職による支部会費免除申請の件

平山健治郎会員が平成24年7月から3年間、東京国税不服審判所横浜支所審判官に就任、本年4月分から平成27年3月分の免除申請である。

以上の議案について議場に諮ったところ承認可決した。

2. 交通費支給の件

交通費支給規程、交通費支給規程細則を作成し交通費を支給する事について議場に諮ったところ承認可決した。

3. 租税教育実施に係る支部負担金の件

〈別紙 1〉

日本橋支部規則の一部改正について

(改正の趣旨)

標準支部規則に準ずるため、所要の改正を行う。

改 正 案	現 行
第 1 章 総則 (目 的) 第 2 条 本支部は、東京税理士会（以下「本会」という。）の目的の達成に資するため、本支部に所属する会員（以下「会員」という。）に対する指導、連絡及び監督を行うことを目的とする。 第 3 章 支部役員及び幹事会 (支部役員) 第10条 本支部に次の支部役員を置く。 1. 支部長 1 名 2. 副支部長 4 名以内 3. 部長 8 名以内（幹事の中から選出する） 4. 幹事 40 名以内 5. 監事 2 名 (支部役員の選任) 第11条 支部役員のうち支部長、副支部長、幹事、監事は、税理士会員のうちから選挙する。 2 部長については支部長が選任し、幹事会の承認を得るものとする。 3 税理士法人会員は、選挙権及び被選挙権を有しない。 4 支部役員の選挙に関し必要な事項は、支部役員選挙規則による。 5 支部長は、支部役員の就退任を遅滞なく本会に報告しなければならない。	第 1 章 総則 (目 的) 第 2 条 本支部は、東京税理士会（以下「本会」という。）の目的の達成に資するため、本支部に所属する会員（以下「会員」という。）に対する指導、連絡及び監督を行うとともに<u>親睦及び福利増進を図る</u>ことを目的とする。 第 3 章 支部役員及び幹事会 (支部役員) 第10条 本支部に次の支部役員を置く。 1. 支部長 1 名 2. 副支部長 4 名以内（幹事の中から選出する） 3. 部長 8 名以内（幹事の中から選出する） 4. 幹事 40 名以内 5. 監事 2 名 (支部役員の選任) 第11条 支部役員のうち支部長、幹事、監事は、税理士会員のうちから選挙する。 2 副支部長、部長については支部長が選任し、幹事会の承認を得るものとする。 3 同左 4 同左 5 同左
附 則 1 この改正規定は、平 26 年 6 月 24 日から施行する。	

〈別紙 2〉

日本橋支部役員選挙規則の一部改正について

(改正の趣旨)

標準支部役員選挙規則の一部改正及び標準支部役員選挙規則に準ずるため、所要の改正を行う。

改 正 案	現 行
(支部役員の定数) 第3条 支部役員の選挙すべき定数は、次のとおりとする。 1. 支部長 1名 2. 副支部長 4名 3. 幹事 40名 4. 監事 2名 (委員の解嘱) 第7条 支部長は、委員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その委員を解嘱する。 1. 本支部の税理士会員でなくなったとき 2. 支部規則第16条に該当することとなったとき 3. 選挙権を有しなくなったとき 4. 本会役員又は支部役員に立候補したとき 5. 第16条第1項の規定により支部役員候補者となったとき 6. 心身故障のため職務を遂行することができないと認められたとき 7. 職務上の義務に違反し、又は委員として適しない行為があったと認められたとき 2 前項第6号及び第7号の場合においては、支部長は委員会の同意を得なければならない。 (立候補の届出) 第12条 立候補の届出は、郵便によることなく、委員会の定める書面をもって、本人又は代理権を授与された税理士会員によって公示の日から2日以内に委員会にしなければならない。 2 支部長、副支部長、幹事又は監事の立候補者となった者は、同時に、他の支部役員の候補者となることができない。	(支部役員の定数) 第3条 支部役員の選挙すべき定数は、次のとおりとする。 1. 支部長 1名 2. 幹事 40名 3. 監事 2名 (委員の解嘱) 第7条 同左 1. 同 左 2. 同 左 3. 同 左 4. 同 左 5. 第16条第2項の規定により支部役員候補者となったとき 6. 同 左 7. 同 左 2 同 左 (立候補の届出) 第12条 同左 2 支部長、幹事の立候補者となった者は、同時に、他の支部役員の候補者となることができない。

(立候補の辞退) 第15条 立候補を辞退しようとする者は、委員会が当該立候補届出を受理してから立候補の届出を締め切った日の翌日までに、その者が書面をもって委員会に届けなければならない。 (候補者が定数未満の場合の措置) 第16条 (削る) 支部役員に立候補した者が支部役員のそれぞれの定数に満たないときは、委員会は、その不足数について支部役員推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)に推薦を求め、被推薦者の同意が得られた者について立候補とみなす。 2 本支部は、あらかじめ委員会の求めに応じ支部役員の候補者等を推薦するため、推薦委員会を設けることができる。 3 前項に定める推薦委員会の運営等については、別に定める「支部役員推薦委員会運営要綱」によるものとする。 (選挙期日及び公示) 第20条 支部役員の選挙は、支部役員の任期が満了する前年の12月10日までにを行う。ただし、特別の事情があるときは、幹事会の議を経て期限を延長することができる。 2 選挙の期日は、委員会がこれを定め、選挙日の15日前までに本支部の事務所に公示し、税理士会員に書面をもって通知しなければならない。 (選挙の方法) 第27条 支部役員の選挙は支部長、副支部長及び監事については、単記無記名投票により行う。 幹事については、3名連記による無記名投票とする。	(立候補の辞退) 第15条 立候補を辞退しようとする者は、立候補の届出を締め切った日の翌日から2日以内に、その者が書面をもって委員会に届けなければならない。 (候補者が定数未満の場合の措置) 第16条 支部役員に立候補した者が支部役員のそれぞれの定数に満たないときは、その支部役員の立候補につき第12条第1項に規定する届出期間を2日間延長する。 2 前項の届出期間延長後なお定数に満たないときは、委員会は、その不足数について支部役員推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)に推薦を求め、被推薦者の同意が得られた者について立候補とみなす。 3 同 左 4 同 左 (選挙期日及び公示) 第20条 同左 2 選挙の期日は、委員会がこれを定め、選挙日の20日前までに本支部の事務所に公示し、税理士会員に書面をもって通知しなければならない。 (選挙の方法) 第27条 支部役員の選挙は支部長については、単記無記名投票により行う。 幹事については、3名連記による無記名投票とする。
附 則 (平成26年6月24日) 1 この改正規定は、平成26年6月24日から施行し、同日以降に実施する支部役員の選挙(補欠選挙を含む。)から適用する。	

〈別紙 3〉 日本橋支部役員推薦委員会運営要綱の一部改正について

(改正の趣旨)

支部役員選挙規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

改 正 案	現 行
日本橋支部役員推薦委員会運営要綱 (目 的) 第1条 この要綱は、支部役員選挙規則(以下「選挙規則」という。)第16条第3項の規定に基づき、支部役員推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (委員会) 第2条 この推薦委員会は、選挙規則第16条第1項の規定に基づき、支部役員選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の求めに応じ、支部役員候補者が定数に満たない場合に、その不足数について役員候補者を推薦する。 2 選挙規則第40条第2項の規定に基づき、役員の当選人のないとき、又は当選人が定数に満たないときにおいて、その不足数の役員を推薦する。同第44条第3項の規定に基づき監事の欠員が生じたときも、また同様とする。	日本橋支部役員推薦委員会運営要綱 (目 的) 第1条 この要綱は、支部役員選挙規則(以下「選挙規則」という。)第16条第4項の規定に基づき、支部役員推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (委員会) 第2条 この推薦委員会は、選挙規則第16条第2項の規定に基づき、支部役員選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の求めに応じ、支部役員候補者が定数に満たない場合に、その不足数について役員候補者を推薦する。 2 同左
附 則 1 この改正規定は、平成26年 3月24日から施行する。ただし平成26年 6月24日の東京税理士会日本橋支部定期総会における「日本橋支部役員選挙規則の一部改正」の承認をもって、効力が生じるものとする。	

小学校・中学校での租税教室に支部負担金5,000円を加算して17,000円支給する事について議場に諮ったところ承認可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 平成25年度各部事業報告及び平成26年度事業計画案について
2. 平成25年度・26年度支部会計収支報告・予算案について
3. 登録調査（4/8）の件
4. 署との拡大定例連絡会（4/10）の件
5. 日本橋税務懇話会（4/16）の件
6. 常会（4/18）の件
7. 協同組合総代3名選出の件
8. 改正相続税ガイドブックの件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成25年5月15日（木）10時30分～12時00分

Ⅰ 審議事項

1. 平成25年度各部事業報告及び平成26年度事業計画の件
2. 平成25年度・26年度支部会計収支報告・予算案の件

各部事業報告及び事業計画の件は、各部長・各委員長より役員に事前配布した議案書の変更等についての説明を、会計収支報告・予算案の件は経理部長より説明を受け1. 2. について承認可決した。

3. 平成25年度支部定期総会の委任状に代理人の氏名の記載がない場合の議決権の行使者の指名の件

委任状の代理人氏名を浅見支部長にすることを、承認可決した。

4. 定期総会（6/24）当日分担確認等の件
定期総会の当日分担について提案どおり承認可決した。
5. 定期総会懇親会費の件
今年度以降の支部総会懇親会費を無料にすることを承認可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 顧問相談役会（4/26）の件
2. 登録調査（5/8）報告の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成26年6月5日（木）10時30分～12時00分

Ⅰ 審議事項

1. 平成25年度定期総会（平成27年6月）日時の件

来年の定期総会の会場は例年通りロイヤルパークホテル開催、日程等については執行部一任とすることを承認可決した。

2. 事務局夏期休暇日程に関する件

事務局の夏季休暇を8月13日（水）から8月15日（金）にすることを承認可決した。

Ⅱ 報告事項

1. 会計監査報告（5/19）の件
2. 東京会定期総会（6/18）の件
3. 関連団体定期総会出席の件
日本橋優申会（5/22）
日本橋青色申告会（5/29）
日本橋納税貯蓄組合連合会（5/20）
中央区租税教育推進協議会（5/23）
東税協通常総代会（5/27）
公認会計士協会東京会（6/4）
4. 中央地区金融懇話会（5/26）
5. 日税連主催の公開討論研究会の件

Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

【常会報告】

平成25年4月18日（金）13時00分開始

東実健保会館6階で常会を開催した。

支部長挨拶に続き、各部各委員会報告、理事会報告の後、会員からの質問・要望等を求めた。

〔研修部〕

研修会並びに雑談室の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会と今後の予定》

日 時：平成26年4月18日（金）14：00～17：00

テーマ：書面添付制度について

講 師：日本橋税務署副署長 大久保 昇一 氏

会 場：東実健保会館 6階ホール

日 時：平成26年5月12日（月）13：30～16：30

テーマ：【平成26年度税制改正政省令対応版】

Q&A知っておきたい中小企業経営者と税制改正の実務

～個人・法人税務の落とし穴と対応～

講 師：税理士 宮森 俊樹 氏

会 場：綿商会館

日 時：平成26年6月24日（火）13：00～14：30

テーマ：元気な中小企業の7つの法則

講 師：法政大学大学院政策創造研究科教授

坂本 光司氏

会 場：ロイヤルパークホテル 2F春海の間

日 時：平成26年7月3日（木）13：30～16：00

テーマ：税理士の常識と裁判官の常識…最近の裁判例を考える

講 師：三木 義一氏 青山学院大学法学部教授

会 場：銀座ブロッサムホール

日 時：平成26年8月20日（木）13：30～16：00

テーマ：相続税関係の重要改正と今後の相続税対策

講 師：岩下 忠吾氏 東京税理士会江東西支部
会員

会 場：銀座ブロッサムホール

日 時：平成26年9月4日（木）13：30～16：00

テーマ：「信託」「一般社団法人」を活用した事業承継・相続対策

講 師：宮田 房枝氏 東京税理士会麹町支部
会員

会 場：東実健保会館 6階ホール

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：平成26年4月11日（金）17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成26年5月16日（金）17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成26年6月12日（木）17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成26年7月15日（火）17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成26年8月8日（金）17：30～19：30

会 場：日本橋支部会議室

〔厚生部〕

〈野球部〉

平成26年4月から6月までの野球部の活動に関してご報告致します。

4月8日 練習 浜町グラウンド

4月10日 春季本大会 2回戦 勝

日本橋	2	0	2	3	4	計11
西新井	0	0	0	0	0	計0

4月17日 春季本大会 3回戦 勝

本 郷	0	0	0	0	3	計3
日本橋	3	0	0	1	3x	計7

4月17日 春季本大会 準々決勝 勝

豊 島	0	0	0	0	計0
日本橋	4	4	1	2x	計11

4月24日 春季本大会 準決勝 負

日本橋	0	1	0	1	0	0	計2
麻 布	0	0	0	5	5	0	x 計10

4月24日 春季本大会 3位決定戦 負

日本橋	1	2	0	0	0	0	計3
新 宿	2	0	0	0	0	0	2x 計4

5月8日 第一ブロック 第1戦 勝

日本橋	0	5	0	5	1	0	計11
麻 布	2	0	2	0	3	0	計7

6月5日 第一ブロック 第2戦 勝

麹 町	0	0	0	0	0	0	計3
日本橋	3	0	1	0	6	6	x 計16

6月10日 練習試合 負

渋谷	3	0	0	0	0	0	1 計4
日本橋	1	0	0	1	0	0	1 計3



上記の通り、東京税理士会の第117回支部対抗野球大会（春季本大会）は3日目まで順当に勝ち上がるも、残念ながら準決勝、3位決定戦ともに破れ、4位という結果となりました。この悔しさを忘れず、また秋に優勝を勝ち取れるよう頑張ります。

なお、第一ブロックのリーグ戦も始まっていて、こちらは今のところ勝ち続けています。

〈囲碁部〉

4月10日日本棋院小林健二7段をお迎えして三面打ちの指導がありましたが、対局中小林先生の容態が悪くなり、3局で指導終了。日本橋支部2勝1分は小林先生体調不良によるものと思われます。

5/8(木)、6/26(木)いずれも月例会

今後の日程は、次のとおり。

月例会 7/17(木)、8/21(木)、9/18(木)、
11/20(木)

支部秋季囲碁大会 10/16(木)

プロ棋士指導 12/11(木)

〈ゴルフ部〉

平成26年5月1日(木)に第293回T. N. G会を相模原ゴルフクラブにて開催しました。当日は雨が上がり快晴のもと22名の参加がありました。成績は下記の通りです。次の第294回T. N. G. 会は、9月2日に泉カントリークラブで開催します。

	氏 名	グロス	ハンディ	ネット
優 勝	小原 昌寛	99	33	66
二 位	鳴海 悠佑	85	12	73
三 位	木下 純一	112	36	76
ベストグロス	森 一郎	79	アウト43 イン36	

〈歌舞音楽(カラオケ)同好会〉

カラオケ同好会は、月に一度月例練習会を開催しています。甘酒横丁近くの個人所有のカラオケボックスで、18時から20時お酒を飲みながら、他のお客さんは居ませんので気兼ねなく思いっきり歌えます。入会は随時受け付けていますので、希望の方は事務局へ申し付け下さい。

本年も10月18日(土)には恒例の発表会を、JR神田駅そばのエッサムホールで開催する予定です。素敵なお客さんもお招きしますので、多くの会員にご観覧いただければと期待しています。

〈テニス部〉

5月2日(金)、品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターでいつもより1時間遅い19時より練習会を行いました。参加者は8名。5月の春期テニス大会へ向けての練習です。練習内容はフォーメーションを中心に行い、後半は、前半の練習を基に試合形式の練習をしました。

5月9日(金)、有明テニスの森庭球場で春季東京税理士会テニス大会が開催されました。春季大会は税理士の妻も参加出来る大会です。参加者は、混合ダブルスチームで中島美和・中島三枝子(妻)組、湯本康弘・松下いつ子(妻)組、福田修一・福田洋子(妻)組、青木久直・岩川由美子組の計4組です。東京税理士会のテニス大会は、午前中に混成4組で予選会を行い、その中で1位から4位までを決めます。午後は予選で決まっ

た順位をもとに順位ごとにトーナメントが組まれ、トーナメント戦が行われます。今回は中島美和・中島三枝子(妻)組、が混合ダブルス1位グループ、湯本康弘・松下いつ子(妻)組、福田修一・福田洋子(妻)組、青木久直・岩川由美子組の3組が混合ダブルス2位グループへと進みました。しかしながら、各ペアとも入賞することは出来ませんでした。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っています。練習内容は松岡伴育コーチによる指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は、是非!支部事務局まで連絡下さい。

【今後の大会予定】

秋季大会 : 10月2日(木)、予備日; 8日(水)

支部対抗戦: 11月5日(水)、予備日; 13日(木)

〔税務支援対策部〕

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成26年実施日	会 場	担当税理士
4月9日(水)	法人会事務局	増田 和弘
4月23日(水)	〃	古賀 裕明
5月21日(水)	〃	秋庭 守
6月4日(水)	〃	青木 久直
6月18日(水)	〃	皆平 弘一
7月2日(水)	〃	安藤 孝夫
7月16日(水)	〃	橋本 友樹

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成26年実施日	会 場	担当税理士
4月18日(金)	中小企業相談センター	藤田 健史
5月16日(金)	〃	佐藤 嘉光
6月6日(金)	〃	天野 肇
6月27日(金)	〃	岩川由美子
7月18日(金)	〃	佐野 典子

《支部無料税務相談》

平成26年実施日	会 場	担当税理士
4月9日(水)	支部事務局会議室	山崎 健
5月8日(水)	〃	天野 肇
6月12日(水)	〃	徳山 和美
7月9日(水)	〃	佐藤 嘉光

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

〔法対策委員会〕

東京税理士会法対策委員会より「平成26年度・課題検討」が来しました。

統一課題は、「法人課税のあり方について

内容は、法人税率を20%台に引き下げる減収を他の法人税制の変更により埋め合わせることに関連したものです。

関心のある方は、事務局まで、資料請求をしてください。

任意課題は、

1. 平成28年度税制改正及び税務行政に関する意見
 2. その他関連事項
- です。

ご意見は、8月31日までに事務局まで送って下さい。

〔情報システム委員会〕

平成26年6月23日（月）

本会の電子申告推進会議が開催された。

主なテーマは次のとおりである。

1. 今期の具体的施策について
2. 東京国税局からの連絡事項について等であった。

情報システム委員長と濱川久子委員が出席した。

■ 租税教育推進の活動報告 ■

平成26年5月16日 東京税理士会租税教育支部代表者会議開催

◎租税教育講師登録・更新の流れ

平成26年4月1日より租税教育講師登録者に更新制度が導入され、平成26年中に東京税理士会租税教育推進部が行う研修を受講しなければ、平成27年4月1日から講師としての更新はしないことに改正されました。

東京税理士会租税教育養成研修は、平成26年10月2日と10月21日です。まだ受講されていない講師の方忘れずに受講してください。

◎支部租税教室の開催

日本橋女学館 平成26年6月25日（水）

中学1年40名

講師 結城 昌史会員、助手 若狭 茂雄会員

日本橋中学校 平成26年7月3日（木）

3年2組4組合同68名

講師 福本 光男会員

3年3組34名 講師 山口 義夫会員

3年1組34名 講師 中島 美和会員

日本橋中学校 平成26年7月4日（金）

2年2組33名

講師 濱川久子会員、助手 若狭茂雄会員

2年1組3組合同65名

講師 小山栄一会員、助手 若狭茂雄会員

支部会員異動のお知らせ

平成26年4月1日～
平成26年6月30日

〈入会〉

5月16日 アベ 良平 103-0003

日本橋横山町1-3
OKK日本橋ビル2階
湯澤勝信税理士事務所
電話 3639-1881

5月22日 カネダ ヨウイチ 103-0027

日本橋3-5-12
ニュー八重洲ビル金田不動産内
金田正彦税理士事務所
電話 3281-6180

5月22日 ミウラ トシユキ 103-0013

日本橋人形町1-3-6
共同ビル2階
小林正使税理士事務所
電話 6661-6713

6月25日 イケダ ユウイチ 103-0013

日本橋人形町3-7-10
日本橋DOLL-3 5F
税理士法人YS税理士法人
電話 6661-0047

6月25日 サトウ ケンイチ 103-0027

日本橋 1 - 4 - 1
日本橋 1 丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1858
6 月25日 ナカハラ ケイスケ 中原 圭祐 同 上

4月17日 神田支部より
ミヤタ ヒロユキ 宮田 洋之 〒103-0027
日本橋3-6-13
アベビル2階
電話 6262-3795

芝支部より
ア イ ハラシゲナオ
4月22日 粟飯原滋尚 〒103-0022
日本橋室町1-7-1
スルガビル7階
AGS税理士法人
電話 6803-6720

芝支部より
4月24日 小泉 大輔 〒103-0028
八重洲1-7-7
吉川ビル6階
電話 3231-0585

4月25日 西村 勲 支部より 西村 勲 支部より 〒103-0022
日本橋室町1-6-3
山本ビル別館3階
税理士法人エムエー・パートナーズ
電話 3527-9141

神田支部より
5月9日 アサマキ ヨシヒロ 荒巻 善宏 〒103-0022
日本橋室町3-1-7
ヒューリック日本橋室町ビル10階
税理士法人チェスター
電話 6262-3730

5月9日 ^{シミズ}清水 ^{マサエ}真枝 同 上

5月9日 ^{タカハシ}高橋 ^{タクマ}琢磨 同 上

5月9日 チカオカ ミ キ コ 近岡三喜子 同 上

5月9日 ツノダ 角田 ソウヘイ 壮平 同 上

5月9日 ^{トウヒラ}東平 ^{タカシ}尚之 同 上

5月9日 ^{フクトメ}福留 ^{マサアキ}正明 同 上

5月30日 麴町支部より
小澤 悦子 〒103-0022
日本橋室町3-2-18
海老屋ビル4階

VCAT税理士法人
電話 5204-2345

麻布支部より
6月2日 アサノ マサフミ 浅野 雅文 〒103-0027
日本橋3-5-12
ニュー八重洲ビル5F
電話 3510-1143

〈法人入会〉

4月11日 小此木税理士法人
〒103-0004 東日本橋3-9-16
パレ・ソレイユ東日本橋503
電話 5614-9731

4月25日 税理士法人クレド
〒103-0023 日本橋本町4-15-10
古川ビル7階
電話 5695-7701

〈法人転入〉

4月28日 神田支部より
税理士法人チェスター
〒103-0022 日本橋室町3-1-7
ヒューリック日本橋室町ビル10階
電話 6262-3730

〈事務所住所変更〉

コヤマ エイチ
小山 栄一 〒103-0013
日本橋人形町 3-4-2
第一白石ビル 3階
電話 6264-8044

ホンダ ジュン ジ
本田 純二 〒103-0013
日本橋人形町1-18-6
鳥近ビル3階

〒103-0026
日本橋兜町1-10

イザワ ヒロアキ
井澤 浩昭

武田 剛 〒103-0021
日本橋本石町 4-2-16
Daiwa日本橋本石町ビル 5 階

ナリク ミチエ
成田 道枝 同 上
オノノギヒロシ
小此木広史 〒103-0004
東日本橋 3-9-16

ナガイ カズアキ
永井 和昭

古川ビル7階
税理士法人クレド
〒103-0012
日本橋堀留町1-7-1
渡辺1stビル4階
電話 5847-6108

〈事務所名変更〉

田中あゆみ 小此木税理士法人

〈事務所電話番号変更〉

小松 満義 5843-8454

〈転出〉

コバヤシ 小林	ナオキ 直樹	王子支部へ
ニシタ 西谷	ダイスケ 大輔	麻布支部へ
カナモリ 金森	タカシ 隆	荻窪支部へ
ナカイチ 仲市	セイジ 誠治	目黒支部へ
ヤマザキ 山崎	オセオ 想夫	玉川支部へ

〈退会〉

ジンボ 神保	アツム 集	近畿会へ
ノグチ 野口	キイチ 喜一	業務廃止
タハラ 田原	ヒサカズ 久和	千葉県会へ
イノウエ 井上	カズオ 一男	業務廃止
トウヒラ 東平	クカシ 尚之	近畿会へ
トヨトミ 豊臣	シゲル 茂	業務廃止
ヤマシタ 山下	ノリヨシ 文祥	千葉県会へ

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

シライタケシ 白井竹四良	昭和元年6月2日生まれ	88歳
	平成26年1月15日死	亡
フクモト 福本	アキラ 正	大正9年1月30日生まれ
		94歳
		平成26年4月25日死
		亡
トリヤマ 鳥山	ヒサユキ 久之	昭和9年6月22日生まれ
		79歳
		平成26年5月28日死
		亡
モリタマツタロウ 森田松太郎	昭和4年1月30日生まれ	85歳
		平成26年5月31日死
		亡

— 先号（第140号）の訂正とお詫び —

（その1）

先号の裏表紙の写真の説明において国税局の担当課長と紹介させて頂いた方は、正しくは、国税局の総務部長の河村様でした。

撮影者（福岡）の聞き違いにより関係各位に多

大なご迷惑をお掛け致しました。

（その2）

〈事務所住所変更〉（P.20）の右の段。2名の先生のフリガナが間違っておりました。

正しくは、櫛山俊明（クシヤマ トシアキ）先生、小林孝夫（コバヤシ ユキオ）先生です。

（その3）

〈相続税フォーラム〉（P.16）の担当税理士名に誤りがありました。

正しくは、結城昌史先生です。

以上、多くの間違いがありましたことを、お詫び申し上げます。

（広報部長 福岡）



編集後記

暑い毎日が続いておりますが、会員の皆様にはお元気で業務に勤しんでおられることと拝察申し上げます。

6月24日、平成25年度定期総会が開催され各議案が原案通り可決され、平成26年度に向け新たなスタートを切ることが出来ました。

ご出席を頂いた各先生、委任状を提出して頂いた各先生に深く感謝申し上げます。

また、今回も、ご多忙中にもかかわらず、随筆等をご執筆頂いた各先生に、心より感謝申し上げます。

税務署職員の異動が済み、税務調査の申し入れも相次いで、ますます暑い夏になっておりますが会員の皆様、健康に十分留意してお過ごし下さい。

（編集委員）

福岡敏郎、佐野典子、江間政芳
岩川由美子、増田和弘、鈴木 寛
増淵俊介

顧問料の集金なら口座振替！ 税理士協同組合の 報酬自動支払制度

e-NETの集金支援システム特許取得 <特許第5117097号>

毎月の請求業務から開放
事務負担の軽減に効果大！

40th
報酬自動支払制度

関与先1件から
利用できます。
まずは1件から
始めてみませんか？



2つの方式から選べます。

e-NET(オンライン型)

POST(郵送型)

税理士協同組合事務代打社

株式会社 日税ビジネスサービス

TEL 0120-155-551

報酬自動支払制度

検索

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

NEW

ちゃんと応える
医療保険

NEVER

ちゃんと応える医療保険NEVER

入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

通院ありプラン 通院なしプラン	疾病入院給付金 災害入院給付金	日帰り入院から 入院5日目まで 一律5日分	2.5万円
		入院6日目以降 1日につき	5,000円
	手術 給付金	がんに対する開腹・ 開胸・開腹手術や 心臓への開胸術など 1回につき	20万円
		入院あり(重大手術を除く) 1回につき	5万円
	手術	入院なし(重大手術を除く) 1回につき	2.5万円
		放射線治療 給付金	1回につき 5万円
	疾病通院給付金 災害通院給付金	1日につき	3,000円

商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏 総合支社 TEL.03-3344-1580
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 AF271-2013-0237 10月3日(151003)

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

TEL 0120-922-752

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

関与先に収益不動産のおすすめ・・・

資産の組替えに！

- ・不採算から組替えへ
- ・事業用資産の買換えへ
- ・長期・安定・高収益へ



有効活用に！

- ・遊休地の活用に
- ・老朽建物の建替に



ワンルームマンション

相続対策に！

- ・評価減に効果
- ・納税資金準備に
- ・節税や分割対策を



ファミリーマンション

案件成約の場合、関与先から頂く仲介料の20%を紹介料として譲渡！

税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



■全国税理士共栄会
会員・準会員の皆さまへ

安心療養サポート
(団体所得補償保険)



病氣やケガで働けなくなった時、収入を維持していくための保険です。
入院だけでなく、医師の指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

- 最長1年間補償タイプ、最長2年間補償タイプ
- 無事故の場合、保険料の20%返れい(中途退退の場合、返れい金はありません。)
- うつ病などメンタルに関する電話無料相談サービス付

生涯収入プロテクション

(団体長期障害所得補償保険)

- 病氣やケガで働けなくなったとき、最長70歳までの収入を補償する制度です。
- 医師の指示に基づく自宅療養・一部復職時も補償されます。
- 精神障害の一部も補償します。

新・団体医療保険

- 病氣・ケガでの入院補償(120日限度)＋手術保険金
- 先進医療等費用補償特約など、オプションも充実しています。

■東京税理士協同組合 組合員の
先生・事務所勤務の皆さま専用

自動車保険・火災保険



このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、
「商品パンフレット」「ご契約のしおり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社/株式会社損保ジャパン 団体・公務開発部 第二課
〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL.03-3593-6453 SJ13-02008 2013/5/24

お問い合わせ先 ■全税共・東京税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



純正品の約 1/3 の価格、 純正品と同等の印字状態を実現

現在、レーザープリンターでモノクロを1枚印刷すると、その単価は紙代やトナー代を含めておよそ1枚7円程度。これをリサイクルトナーカートリッジを使うことによって、その単価をおよそ1円程度に抑えることが可能となりました。

使ってみませんか、リサイクルトナーカートリッジ！

昨今の経営環境の中で、事務所経費のコストダウンを図る為、リサイクルトナーを利用される税理士事務所が日毎に増えております。この機会に貴事務所でお使いになっているトナーカートリッジの価格を一度ご確認ください。

純正トナーカートリッジ コスト比較 リサイクルトナーカートリッジ

※ 以下、全て税抜価格で表示しています。

<エプソン LPB3T21の場合> (メーカー定価 ¥47,500)

●例① 純正品を3回使用した場合 (組合員価格)

純正品	純正品	純正品	計
¥38,500	¥38,500	¥38,500	¥115,500

●例② リサイクル品を3回使用した場合 (組合員価格)

リサイクル	リサイクル	リサイクル	計
¥14,000	¥14,000	¥14,000	¥42,000

差額 (減額コスト) ¥73,500

<JDL LP28Fの場合> (メーカー定価 ¥60,000)

●例① 純正品を3回使用した場合 (メーカー価格)

純正品	純正品	純正品	計
¥60,000	¥60,000	¥60,000	¥180,000

※ JDL用トナーカートリッジはリサイクル品のための取り扱いです。

●例② リサイクル品を3回使用した場合 (組合員価格)

リサイクル	リサイクル	リサイクル	計
¥12,800	¥12,800	¥12,800	¥38,400

差額 (減額コスト) ¥141,600

リサイクルトナーの活用でコスト削減とエコを同時実現

- ・商品はお届け時に代金引換となります。
- ・送料、回収費用、代引手数料は無料です。
- ・トナーカートリッジは、多数のメーカーのものを扱っています。お気軽にご相談ください。
- ・万一、リサイクル品に不具合が発生した場合は、代替品の発送をもって対応させていただきます。但し、純正品・汎用品については、この限りではありません。

プール方式：再生作業を終えて在庫しているトナーカートリッジをお届けします。翌日～3日で納品が可能です。

リターン方式：お客様が使用されたトナーカートリッジを事前に回収させて頂き、再生(修理)作業を行った後、7～14日でお届けします。

お問い合わせ・お申し込み先 **(株)日税ビジネスサービス TEL 03(4321)1100 FAX 03(3344)4430**

注文用紙は、日税ビジネスサービスのホームページからもプリントできます。www.nichizei.com 日税ビジネスサービス物販事業をご覧ください。

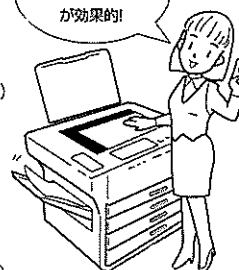
東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL 03(5363)2011(代)

地球環境に優しいリサイクルトナーで経費削減
トナーカートリッジ 斡旋事業

経費削減は
「頻りに使うものから」
が効果的!



支部定期総会より



▲会員表彰者（税理士業務に25年以上従事し、65歳以上）を囲んで 中村東京税理士会副会長、平澤幹司会員、高橋忠雄会員、浅見支部長



▲会員表彰者（税理士業務に30年以上従事し、65歳以上）を囲んで 中村東京税理士会副会長、石川勝之会員、平澤幹司会員、浅見支部長



▲叙勲受章者（瑞宝小綬章）を囲んで 中村東京税理士会副会長、鳴海悠祐会員、浅見支部長



▲長寿祝受贈者（支部入会の日から満20年を超え、80歳以上）を囲んで 佐々木省吾、増田昌弘、松村雄一、浅見支部長



▲定期総会懇親会



◀総会前の研修会

法政大学
大学院教授
坂本光司先生



▲新入会員歓迎会



▲支部常会（26.4.18）